

明治30年代の文部省留学生選抜と東京帝国大学

教育学コース 辻 直 人

Selection of students sent abroad by Monbusho (the ministry of Education)
in 1900's - in the case of the Imperial University of Tokyo

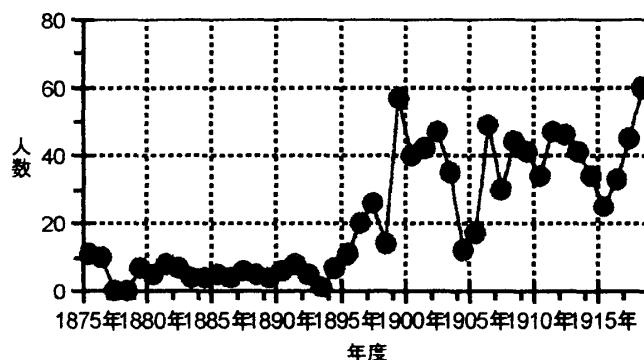
Naoto TSUJI

Sending students abroad (ryugakusei) has been one of the important policy for higher education system in modern Japan. They were intended to be a professor after coming back to Japan. Especially, when the expansion of higher education system began in 1900's, more professors were required. So the number of students sent abroad increased in 1900's. But meanwhile, another opinion occurred : that is demanding the immediate reform or abolition of the student-sending system because of their bad reputation. These arguments influenced some part of the system. Monbusho, the ministry of education reinforced the supervision over the students in foreign countries, and tried to select more qualified person worthy for sending abroad by public subscription. We can also see some changes in the selection from the Imperial University of Tokyo, but it didn't alter as demanded.

1. 課題の設定

近代日本において留学生を派遣することの大きな目的は、高等教育機関における教員を養成することであった。文部省は明治8年に制定された貸費留学生規則に基づいて留学生を派遣して以来、何度かの法令的变化を経つつ毎年度昭和15年まで官費留学生を派遣し続けた。特に高等教育において教員が必要となるのは、その拡張期である。近代日本における高等教育機関の拡充は、明治30年代（1900年前後）頃から始まり、大正期（1920年代）に大規模な拡充期を迎える¹⁾。その端緒となる明治30年代には、「8年計画」と称された官立高等教育機関の拡充計画が持ち上がった。これは「1900（明治33）年度から八ヶ年の予定で、初等教育から高等教育まで学校体系全体の整備充実を図ろうとするものであり、その内容には十数校の官立高等教育機関の設立計画も含²⁾む内容であった。実際この時期、京都帝国大学（明治30年設立）をはじめ、六高（同32年）、七高（同33年）、広島高等師範学校（同35年）や盛岡高等農林学校（同35年）など17校の官立高等教育機関が設立された³⁾。そしてこれら拡充された機関の教員を養成するために、留学生派遣の増員も図られた。明治25年の文部省外国留学生規程には「人員ハ同時に二十二人ヲ超エサルモノトス」（第二條）と定められていたが、29年に「国運ノ伸張ニ伴ヒ学校ノ

図1 文部省留学生派遣人数推移（1875～1918年）



出典 『文部省在外研究員表』（昭和16年3月31日調）巻末の統計より作成

教員及技術者ノ如キ専門ノ学者ヲ要スル少カラス⁴⁾との理由で「35人」、30年には「文運ノ発達工業ノ勃興ニ伴ヒ専門ノ学者及技術者ヲ要スル事項多キヲ加フルノ今日ニ方リ京都大学其他専門学部ヲ創設スルニ付教員其人ヲ得ルコト最難キ⁵⁾」ために「60人」と改訂され、とうとう34年には「京都帝国大学ニ於ケル諸学科ノ新設及直轄諸学校ニ於ケル事業ノ増進ハ益々教官養成ノ必要アル⁶⁾」との理由でこの人数制限条項は削除された。図1は文部省留学生の派遣人数推移であるが、1900年代に派遣者数がそれ以前より増加しているのは、高等教育機関拡充計画が背景にあったからである。『京都大学70年史』によれば、「教官の人選・養成については、文部省はこれを創立予

算にくまず、在外研究員予算をあてた」という⁷⁾。このように帝大の教員スタッフを整備する上で文部省留学生制度が重要な役割を果たしてきたことは、個別の大学史において、その創設期の話として語られてきた。ただこれらの記述は、あたかも教官に選ばれると自動的に派遣され、それによって充足しているかのような印象を受ける。果たして高等教育の拡張期に必要な教員の不足に対して、どれだけ留学制度は応えられたのだろうか。

また拡充による留学生の増員が必要とされていた一方で、明治30年代は留学生の選抜に関して議論が起きていた。留学生としてその年誰が選ばれるかは、教育界だけでなく一般紙にも大々的に報じられるように、世間での大きな関心事であった。文部省自身は留学生たちのことを「何レモ能ク其目的ヲ達シ帰朝ノ後有要ノ地位ニアラザルハナシ」⁸⁾と述べており、あたかも順調に留学制度が機能したかのように評価している。しかし明治30年代の教育雑誌等を見ても、文部省が評価しているほど順調に、必ずしも留学生選抜が無批判に行われていたわけではないことがわかる。却って、留学制度がうまく運用されていないので、もはや留学生の派遣は中止した方がいいという意見が30年代に聞かれたほどである。留学制度は明治30年代、高等教育拡張による増員が求められると同時に、選抜派遣の是非についても問い直されていたのである。

以上のことからわかるように、日本の留学について検討する際明治30年代は重要な時期と考えられるが、今までの留学史では主として明治初期が扱われ、30年代は重要視されてこなかった。石附実⁹⁾は留学史の時代認識として「(明治)十五年以降明治の末期までを、海外留学の第三期」⁹⁾とすると規定している。その理由として第三期は「第二期の専門学の研修ないし修学というたぶんに教育としての性格が薄れ、純然たる専門分野としての留学に移行した」¹⁰⁾からと言う。つまり、石附は日本の学問水準がより高度になったことを基準に、明治15年を一つの区切りとしているのである。しかしここには、留学制度を高等教育の発展や拡充との関わりで論じる視点は抜け落ちている。同様に渡邊実の研究¹¹⁾も体系的に制度の構造や役割を論じたものではなく、明治期に派遣された留学生の履歴を中心に叙述しているに過ぎない。あたかも、留学制度が「定着」して以降は何も問題視すべきものはないとの見方である。つまり拡充問題と留学生派遣は密接に関わっているのに、これらの研究では、その関係が軽視されていると言える。また天野郁夫¹²⁾は教授集団の形成という視点から留学制度と明治初期の教授集団との

関わりを分析しているが、明治30年代以降の分析には何故か留学が抜け落ちている。この研究では、留学制度の教員養成に果たし得た役割を十分に解明していない。このように先行研究においては、文部省留学生の明治30年代はほとんど取り上げられておらず、その時期の位置付けは十分に検討されていないのである。

明治30年代は高等教育の拡充計画に伴い留学生の増員が行われる一方で、文部省留学生制度の質も問われた時代であった。そのような状況下で、実際に留学制度は拡充計画にどう対応したのか。また30年代に同制度はいかなる変化を遂げたのか。今回は特に、東京帝国大学からの留学生派遣に着目して、明治30年代の高等教育拡充期の東大の位置付けと、実際留学生の選抜と派遣方法の変化について検討する。

2. 留学制度をめぐる議論

明治30年代は文部省留学生の選抜をめぐる、議論の起きた時期であった。特に雑誌や新聞において、留学生の素行の悪さや帰国後の彼らの無能さを手厳しく批判した論調が目立つ。

明治31年、徳富蘇峰の主宰する国民新聞(1月27日付)は大きく「留学生を論ず」という題で、現在の留学制度で改めるべき点を種々論じている。中でも現在の留学生の素行の悪さから人選をもっとしっかりやるように、と以下のように痛烈に批判している。すなわち、「吾人は留学生中に幾多の秀才あるを認識すると同時にままたま或は破落戸とも云うべき輩のなきにあらざ。是等は殆んど留学生の相場崩しと云わざるを得ず是れ選択其宜しきを失したるの責に帰せざるを得ざるや」「彼等の或者は、学校に通ふにもあらず、講義を聞くにあらず、自ら研究するにあらず、唯だ同類の日本人と日々夜々骨牌を弄し、酒肆茶店に出入し、学費の大半は地獄女に浪消するの事実」というのである。同様の論調は35年になっても見受けられ、読売新聞は3回にわたって以下のような文部省留学生の問題点を突きつけている¹³⁾。留学生の数が増員されることは喜ばしいが、それに伴い弊害も出てきている。すなわち「博学治文の真学者少くして含糊塗抹の偽学者多きこと是なり、研鑽刻苦の好学生少くして半学半遊の懶惰生多きこと是なり、更に切言すれば学芸智識の研究修得を目的として留学する者少くして、唯教授となり若くは博士となるの一経路として留学する者多きこと是なり」¹⁴⁾。「留学の目的を修学の上に置かず、位地と学位を唯一の目的として、篤学なるも篤学ならざるも、兎に角定期の留学を終えて帰朝すれば、当然の順序

として直に教授の位地に上り、又間もなく博士の学位を獲べしと自恃する者多し、留学の本位豈茲に在らんや¹⁵⁾という。また『教育時論』第567号(34年1月15日)にも文部省留学生費増加に反対して「彼の外国留学生なるものは、其の名の美なるに似ず、推撰方法其の宜きを得ざると、留学期限の短きとに依り、更に見るべきものあらざれば、現在の俛にては、其の経費を増加するの必要なのみか、寧ろ全廃するに如かず」との意見が多いと紹介されている。これらの記事は、留学生派遣に対して疑問を持つ人が少なからずいたことを示している。正に「最も慎むべきは、留学生の人物を選択することは是なり。若し其留学生にして、適當の人物たらず、或種の運動情実に制せられ、若くは誤認せられて、其選に当りたるものならんか、徒に国帑を消費するのみ¹⁶⁾」との思いが留学制度に批判的な人たちの間に広がっていた。

このような世論に対して文部省側も反応しなかったわけではない。34年4月8日文部省は省令第九号「文部省外国留学生規程細則」を制定した。その理由は「巨多の国費を投じ、海外に派遣せる多数の留学生中には、最初一年或は一年半位は品行方正にして、其の指定学科を専心研究するも、留学期の半に達する頃は、出願の当時提出せる誓書に遠背の行動を為すものあり、或は半途帰朝を出願するものありて、其の不都合少なからざる¹⁷⁾」ので、その監督強化の目的で制定されたのである。このような取り締まりの問題だけでなく、人選についても省内で論議には出ていた。

そもそも明治8年の文部省貸費留学生規則では、「学力優等品行正シク身体健ニシテ海外ニ留学センコトヲ望ムト雖モ学資等自弁スルコト能ハサル輩其請求ニ因リ試験ノ上式ニ中ル者ヲ挙ケ学資ヲ給貸スルヲ法トス」と定められていた。これが明治15(1882)年に官費海外留学生規則へと改められた際、第一條に「東京大学卒業生中学業優秀品行善良志操端正身体強健ニシテ将来大成ノ望アル者ヲ選抜シ此規則ニ遵依シ海外ニ留学センムルモノ之ヲ官費海外留学生トス」という条項が設けられた。すなわち、15年からは文部省留学生として選抜される者は東京大学の卒業生という基準が作られたのである。

その後明治18(1885)年には官費海外留学生規則が改正され、東京大学卒業生以外の直轄学校専門科もしくは師範学科の卒業生も留学できることになった。この条項は明治25(1892)年11月22日勅令第102号文部省外国留学生規程にも引き継がれ、第一條「文部省外国留学生ハ文部大臣ニ於テ須要ノ學術技芸ヲ研究センメンカ為ニ文部省直轄学校卒業ノ者又ハ文部省直轄学校教官ノ中ヨリ選抜スルモノトス」と明記された。この改正は音楽や美術な

ど芸術分野からの留学生も選抜を可能にしたが¹⁸⁾、一方で他の官立学校から選抜される留学生を、帰国後は東京大学の教員へと異動させるという道も開いた。

しかしそのような折り、前述のような留学生選抜に対する疑問の聲が高まり、文部省直轄学校出身者及びその教官だけでなく、私学など広く選抜をするようにとの意見も聞かれるようになった¹⁹⁾。文部省の側でも32年から「単り直轄学校卒業ノ者又ハ直轄学校教官ノ中ヨリ選抜シタルモノニ限レルハ其選抜範圍狹隘ニ失シ広ク俊才有為ノ人物ヲ求メ留学センムルノ趣旨ニ協ハサルトコロアル²⁰⁾」との意見が出されるようになり、34年になってようやく「広く一般人ヨリ之ヲ選抜スルノ途ヲ開ク²¹⁾」という目的で、文部省外国留学生規程第一條に「文部大臣ニ於テ適當ト認ムル者アルトキハ検定ヲ行ヒ特ニ文部省外国留学生ヲ命スルコトヲ得」との文が付け加えられた。そしてこれを受けて36年、初の試みとして文部省留学生の公募が行われるに至った²²⁾。このように、明治30年代は、留学生として選抜される対象者が東京大学教官から直轄学校教官、そして一般人へと緩和されていったのである。

3. 東京帝国大学からの留学生派遣

以上見てきたように、明治30年代は片や留学生の増員を求める声があり、その一方で選抜に関して痛烈な批判が巻き起こった時期であった。ではそもそもどのように留学生は選ばれていたのか。またこれらの批判は実際の留学生選抜に何らかの影響があったのだろうか。以下では、文部省留学生制度と最も関係の深い東京帝国大学からの選抜について見てみたい。

A. 明治10, 20年代の留学生選抜

明治10, 20年代は、文部省留学生の派遣は東大の教員を補充するための目的が大きかった。前述したように、当初文部省留学生は東京大学卒業生かその教官のみが選抜の対象だった。また直轄学校卒業生かその教官と対象が広がった後も、帰国後は東京帝国大学の教官に任命された者が多い²³⁾。

明治20年代までの留学生選抜方法は、文部省の側から東京大学へ「本年度ニ於テ外国留学生三名派遣セラルヘキ内儀²⁴⁾あるいは「貴学工科大学助教授小川梅三郎医科大学薬物学助手森嶋庫太大学院学生藤波温ニ在職ノ者ハ非職ノ上海外留学命セラルヘキ内儀ニ候処御差支ハ無之哉至急御意見様知致度²⁵⁾」というように、留学生に関して打診があるのである。つまりこの時期は文部省が留学生

の選抜に深く関与しており、いわば文部省主導で留学生が選抜派遣されていたと言える。時には文部省は、派遣すべき留学生の専門分野まで指定してきた。例えば明治16年3月3日、文部省専門学務長浜尾新から以下のような照会が東大総長加藤弘之になされた。

貴学卒業生之内今回医学内科専修之者一名医学外科専修之者一名各独逸国へ数学専修之者一名英独両国へ土木工学専修之者一名米国へ各其学ヲ研究セシメン為メ官費留学生規則ニ依リ派遣スヘク省議決定候條学力品行身体等当選ノ者ニシテ深ク該学科ヲ研究シ他日大学之教員タルノ志望アリテ該官費留学生規則ヲ遵守シ彼国ニ留学セント欲スル者ヲ精選シ其姓名籍族年齢等詳細取調至急御申出有之度此段及照会候也²⁶⁾

明治15年度は山川捨松、津田梅子²⁷⁾、渡邊渡らが既に選ばれており、今回は更にこの文部省からの照会に対して藤澤利喜太郎（数学）、青山胤通（内科学）、佐藤三吉（外科学）、白石直治（土木工学）が選ばれた。明治25年にも「農科大学林学科ニハ目下専任ノ教授無之次第ニテ右養成ノ儀必要ニ可有之候間可成一名ハ右ニ適當ノ者派遣可然トノ省議ニ有之候」²⁸⁾と、分科大学内の状況をよく文部省側が把握していたことがわかる。

B. 明治30年代における東京帝国大学からの留学生選抜一「内儀」から「上申」へ

32年になると、選抜方式に変化が生じた。文部省側から人数枠や専攻分野等の指定はもはやなくなり、東大側から文部省へ派遣を上申する形へと変わるのである。すなわち東京帝国大学の各分科大学から留学すべき候補者が数名推薦され、それをもとに評議会で東大全体の留学候補者を順位付け、それを文部省に提出し、その中から文部省が状況に応じて上位何人までを選ぶという形になる。留学生の選抜における主導性は文部省から東京帝国大学に移ったと言える。ただ、全く文部省が選抜をやめたわけではない。この時期は、新設の帝国大学や専門学校の教員となる予定者が、文部省から派遣を命じられ留学している。この時点で、文部省の側に留学政策における転換があったと言えよう。すなわち明治10、20年代は唯一の帝国大学を整備確立していくために留学制度を用いていたのが、30年代に入り東大以外の大学・専門学校を新設拡充するために留学制度を用いるようになり、東大に対しては留学生選抜に関して学内に委ねるようになったと考えられる。

以下、32年度から36年度までに評議会にて決定された推薦者順位は以下の通りである。そのうち、実際に留学生に選ばれた人には○印を付けてある。

表1 東京帝国大学からの留学生候補者順位（明治32～36年）

順位	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
0	○塚本 靖（工）	○田代義徳（医）	—	—	—
1	○斯波忠三郎（工）	○服部鹿次郎（工）	○津野慶太郎（農）	○野村淳治（法）	○鳳秀太郎（工）
2	○高野岩三郎（法）	○河津 暹（法）	○藤井健次郎（理）	○長岡宗好（農）	○二村領次郎（医）
3	○河合錦太郎（農）	○丹羽藤吉郎（医）	○中川銓吉（理）	○中山平次郎（医）	○右田半四郎（農）
4	○吉江琢児（理）	○立作太郎（法）	○熊谷五郎（文）	○松原行一（理）	×小川琢治（理）
5	○服部宇之吉（文）	○芳賀矢一（文）	○藤岡勝二（文）	○末広忠介（理）	×中泉行徳（医）
6	○美濃部達吉（法）	○田中節三郎（農）	○伊東忠太（工）	○矢作栄蔵（法）	×大谷亮吉（理）
7	○池田菊苗（理）	×津野慶太郎（農）	×平林 武（理）	○村岡堅固（文）	×柴田桂太（理）
8	○千葉稔太郎（医）	×藤井健次郎（理）	○大久保忠敬（工）	×中村清二（理）	×松岡均平（法）
9	○江守襄吉郎（工）	×中川銓吉（理）	○林 春雄（医）	×中泉行徳（医）	×桑木巖翼（文）
10	○石原 久（医）	×熊谷五郎（文）	×野村淳治（法）	×松岡義正（法）	×鴨居 武（工）
11	○俵 国一（工）	×藤岡勝二（文）	×大谷亮吉（理）	○内田銀蔵（文）	—
12	○宮本 叔（医）	×伊東忠太（工）	×鳳秀太郎（工）	×鳳秀太郎（工）	—
13	○白井光太郎（農）	×平林 武（理）	×末広忠介（理）	—	—
14	○鶴田賢次（理）	○後藤元之助（医）	×上野英三郎（農）	—	—
15	○姉崎正治（文）	×大久保忠敬（工）	×村川堅固（文）	—	—
16	×原 十太（理）	—	—	—	—
17	○加藤正治（法）	—	—	—	—
18	○村上直次郎（文）	—	—	—	—
19	×田代義徳（医）	—	—	—	—
20	○勝本勘三郎（法）	—	—	—	—

出典：『留学生関係書類』（東京大学史料室蔵）の各年度史料より作成

明治32年は途中で推薦が取り消された16位の原十太²⁹⁾と19位の田代義徳以外の候補者が全員留学生として選ばれている。なお明治32年に勝本勳三郎が一旦は法科大学から推薦されたが、同年3月27日に文部大臣宛東京帝国大学総長より「右(勝本)ハ中川孝太郎ニ改定致候條此段上申候也」³⁰⁾と変更された。しかし実際32年には勝本が派遣され、中川は33年に派遣されている。勝本は東京帝大法科大学卒業後東京控訴院検事となった。32年には東京帝大の大学院にも在籍している。彼の推薦が東京帝大から取り消されたにも関わらず留学生として派遣されているのは、彼は京都帝国大学法科大学の助教授に内定したからである。同じようなことが33年及び35年にも見られる。すなわち、33年は順位付けされた候補者より6位までの者、及び14位の後藤元之助、また順位付けからはもれているが医科大学の田代義徳の計8名が選ばれている。何故14位と順位の低い後藤元之助が選ばれているのかと言うと、彼は他の直轄学校教官候補として選ばれたからである。明治33年6月7日になり文部省から以下のような照会があった³¹⁾。

左記後藤元之助外四名ニ将来直轄学校教官ニ採用可相成見込ヲ以テ願書ノ期限ヨリ学資ヲ支給シ若クハ出発セシムルコトトシ海外留学ヲ命セラルヘキ内儀ニ候(中略)

三十四年二月ヨリ学資支給	後藤元之助
三十四年二月初旬	横手千代之助
九月初旬	木原岩三郎
九月初旬	武田五一
全	今井吉平

こうして後藤ら5人は東京帝国大学からの推薦とは別に、特派と言う形で文部省から留学を命じられている。なお後藤は京都帝国大学医科大学の教授に、武田は京都高等工芸学校教授に、今井は盛岡高等農林学校教授にそれぞれ帰国後着任した。また木原は留学中に死去し、横手は異動せずに東大医科大学の助教授に就任した。同様のケースが35年に見られる。「他学校ノ教員候補者トシテ留学ヲ命セラルヘキ見込ニ候」(明治35年7月24日)³²⁾と文部省から照会があった稲田龍吉、中金一、櫻井恒太郎、山川真吉が、東大からの推薦者とは別に留学生として選抜され、派遣されている。このように、明治32年以降留学生が選抜されるルートは大学から推薦される場合と、文部省から新設直轄学校教官候補として選ばれる場合の2通りがあったのである。

32年の塚本靖と33年の田代義徳についてであるが、二人とも前年度に選抜派遣されるはずだったのが一年ずれただけのため、順位とは別に派遣されているのである。このよ

うに、前年度派遣予定だった者が何らかの理由で留学生に選ばれなかった場合、翌年に改めて選抜され派遣される傾向がある。その特徴が顕著なのが34年である。表1によれば、明治34年の推薦順位の上位を占めているのは、33年に推薦順位7～15位に名前が挙がっていたものの落選した人たちなのである(14位の後藤元之助は除く)。東大としては、一人でも多くの留学生を派遣すべく各分科大学が多くの候補者を挙げて選抜されるのを待っている状態になった。しかし文部省の政策の重点が新設学校の教員補充に移ったため東大の候補者は貯まる一方で、留学は順番を待つという認識が大学教員の間に広がった³³⁾。待ちきれない人は私費で出かけてしまう状況となった³⁴⁾。

明治30年代に議論になった2点のうち第一点、すなわち高等教育機関拡充による留学生の増員に関しては、東大からの選抜にも影響があったと言える。派遣当初からあらかじめ新設大学・学校の教員候補者は、東大から推薦とは別に、文部省が特派という形で選抜するようになった。では第二点、すなわち選抜そのものへの批判に対してはどうか。34年の『教育時論』にも「実に従来留学生人選の方は、各直轄学校より適宜候補者を推薦し、文部大臣は唯だ之を認可するに止まれば、往々其の不当なるものあり」³⁵⁾と人選について批判が載せられているが、この時期の東大からの留学生選抜方法を見てみると、明治10、20年代に見られた文部省の積極的関与は、32年になると大学側から提示された推薦者リストの上位から機械的に割り振っていく撰抜方法に切り替わり、少なくとも36年まではこの方法が踏襲されていて、候補者の十分な吟味が行われた様子はない³⁶⁾。

4. 講座制と留学生

最後に、東大における講座制整備の様子と留学生推薦の実態とを照らし合わせて考えてみたい。というのも、留学生候補者の推薦理由としては、どの分科大学においても講座制の担当者不足を補うということにほぼ統一されているからである。留学生が拡充していく高等教育の体制を整えるために増員されている一方で、東京帝国大学自体の体制が整備されるのに、留学制度がどれほど機能していたのか、検討する。

代表的な推薦理由書を見よう。明治33年2月12日付で東京帝国大学書記官丸山熊宛宛に法科大学学長穂積八束から河津暹と立作太郎の二人の「派遣可相成留学生ノ姓名、修学学科留学年限留学地等」³⁷⁾が、そして「来年度留学生派遣理由書」³⁸⁾が2月15日に提出されている。そ

の内容は次の通りである。

一 経済学

河津一暎

経済学ハ其範圍広大ナルニ従来財政学ヲ併セ三講座アルニ過キス而モ之ヲ担任スル教授ハ僅ニ二名ニシテ一講座ハ姑ク外国人ヲシテ之ヲ担任セシムルト雖トモ是レ畢竟邦人ヲシテ担任セシムヘキモノナルハ固ヨリ論ヲ俟マス加之講座ノ足ラサルカ為メ或ハ農科大学ノ教授ヲシテ授業ヲ補助セシメ或ハ特ニ講師ヲ聘シテ講座外ノ授業ヲ囑託セリ又財政学ハ其学科ノ性質自ラ経済学ト分離スヘキモノナルノミナラス其範圍モ亦頗ル広大ナルカ故ニ之ヲ別チテ一講座ト為ス至当トス故ニ曩ニ財政学ヲ別講座トシ尚ホ経済学ノ講座ヲ増シテ四トナスノ議ヲ上申セリト雖トモ未タ採用セラレサルハ深く遺憾トスル所ナリ然リト雖トモ右ニ述ルカ如キ必要アルヲ以テ先ツ従来ノ経済学財政学ノ三講座ヲ経済学三講座トシ財政学ノ為メニ別ニ一講座ヲ置クハ尤モ急務トスル所ナルヲ以テ従来ノ教授一名ヲシテ財政学講座ヲ担任セシムルモノトシ更ニ経済学ノ一講座ヲ担任セシムルヘキモノヲ養成スルノ必要アリ是レ該学攻究ノタメ留学生ノ派遣ヲ要スル所以ナリ

一 外交史

立一作太郎

外交ノ事タル固ヨリ国家重要ノ事務ニシテ一日モ忽諸ニ付スベカラサルハ敢テ言フヲ待タサル所殊ニ輓近我国ノ進運ト共ニ其重要ノ程度ヲ高メタルモノアルカ如シ然ルニ外交ニ関シテ最モ必要ナル学科ハ国際法、外交史ノ二科ニシテ国際法ニ関シテハ既ニ公法、私法ノ二講座アリト

雖トモ未タ外交史ノ講座ナキハ之ヲ担任スヘキ者ナキカ為メナリ故ニ外交史攻究ノ為メ留学生ヲ派遣スルハ他日外交史ノ講座ヲ担任セシムルノ必要アルヲ以テナリ

このように、いずれの理由も講座を担当する者がいないので、それを担える適当な人材を海外へ派遣し、当該学問を学ばせたい、と言うものであった。

経済学は理由書の中にも述べられているが、当時経済学財政学講座は第三まであり、第一は明治30年まで和田垣一郎が、31年以降は松崎蔵之助が担任し、第二の方は26年の講座開設以来金井延が担任している。またこの他にチャールズ・サムナー・グリフェンというお雇い外国人が経済学、財政学の講義を行っていた。理由書にも述べられているように、松崎は本来農科大学助教授で農政学・経済学講座を担当していた。学問の定着が進むに連れ、内容が細分化していくのは必然であり、そのような状況に講座制が対応しきれていなかった。また、人材も不足していたのである。

法科大学と同様に、医科、工科、文科、理科、農科の各分科大学からもそれぞれ留学生候補者及びその理由書が書記官あるいは学長宛に提出されているが、だいたいの推薦理由書も、学問の状況から講座数が足りないことを切々と訴え、その上で現状として必要な講座担当者を養成するため派遣したいというものであった。以下各分科大学の状況について、講座制の担任補充という点から、留学制度の教員養成という目的は東京帝国大学の整備にどれだけ貢献していたのか検討する。なお表2は講座制が導入された明治26年時点から39年までの間に、どれだけの教員が必要となり、それに文部省留学生がどれだけその必要を満たしたか算出したものである。

表2 不足講座担任充足率（明治26～39年）

	法	医	工	文	理	農
A. 26年時点の担任不在講座数	11	3	17	9	2	8
B. 26～39年に増設された講座数	10	8	5	3	8	7
C. 必要教員数 (A+B)	21	11	22	12	10	15
D. 26～39年に派遣された留学生数	16	16	14	10	10	8
E. 帰国後講座担任になった留学生数	15	8	14	6	9	7
F. 充足率 (E÷C×100) %	71.4	72.7	63.6	50.0	90.0	46.7

出典：『東京帝国大学一覽』の各年度を参照に作成

A. 法科大学

法科大学は26年の講座制導入当初21講座が開講された。しかしそのうち教授が担任し得たものはわずか10講

座に過ぎず、教授体制は極めて不十分な状況だった。39年までに10講座増えて31講座となった。この間法科大学からは留学生が16人派遣され、彼等はいずれも新設講座

あるいは講師等が担任していた講座の担任となった。充足率は東大の分科大学の中では二番目に高い。しかし講座開設以来一度も担任のついていない講座が政治史、英吉利法一、仏蘭西法、独逸法、経済学財政学三の5つもあり、教員構成に偏りがあった。

B. 医科大学

医科大学はほぼ全ての講座に担任教授をそろえ、26年の段階で担任のいない講座は全22講座中わずか3講座しかない。また30年代には8講座増設された。医科大学では、26年から39年までの間に、法科大学と並んで学内最大の16名もの留学生を送り出した。その内、帰国後講座担当となったのは8名、京都医科大学の教員着任が内定していた者4名、残りは講座担任につかなかった。他の分科大学と比べ、帰国した留学生の配置に余裕が感じられる。

C. 工科大学

明治26年の段階で、開講講座数26に対し一人の教授で充足していたのはわずか9に過ぎない。残りのほとんどは講師の複数担任で、専任教員の整備は大幅に遅れていた。

教員の不足している状況から、やむなく留学生を早期帰国させる場合もあった。明治31年3月5日、工科大学長古市公威より総長に次のような願い出があった。

非職東京帝国大学工科大学助教授 中山秀三郎

右ハ明治二十九年十二月土木工学研究ノ為メ満二年間欧米諸国へ留学命セラレタル義ニ候処目下本学ニ於テハ土木工学科教員欠乏ノ為メ種々ノ差繰ヲ以テ漸ク授業ヲ継続致居候有様ニ有之候間本人留学ノ期限ヲ短縮シ本年申ニ帰朝可致様御取計相成候様致度此段稟請候也³⁹⁾

工科大学では教員補充が思うように進まず、留学生も早めに帰国させねばならぬほど、体制が整っていなかった。

そのような中、34年には工科大学は留学生候補者として8人評議会に推薦している⁴⁰⁾。その全てが助教授で、当時助教授は21人おり、そのうち4人は既に留学中であつた。つまり、実質在職していた17人の約半数がこの年推薦されているということになる。しかし実際は4人が評議会の順位付けにも入らず、入った4人も伊東忠太の6位を筆頭に8位、12位、13位と続き、留学生として選ばれるに至ったのは伊東と大久保の2人だけであつた(表1参照)。教員養成が急務だったが、思うようにことが運ばなかつた。

D. 文科大学

文科大学は他の分科大学と比べ講座数も少ないが、担任教授の充足率も低い。26年の段階で20講座中11講座にのみ担当教授がいた。39年までに3講座増えているが、担当者のいなかったこれら計12講座のうち帰国後の留学生が担当したのは、ちょうど半分の6講座に止まっている。表1によれば、文科大学から推薦される留学生はどの年度も順位も低い。これは、主たる留学先がヨーロッパであつたこの時期に国語学や支那学が3分の1を占める講座編成とも関係あろう。また、服部宇之吉が留学先の北京で事件に巻き込まれるなど不慮の出来事も影響して、他の分科大学と比べても留学生派遣が講座増設計画とうまくかみ合わず、順調とは言えない形成過程をたどつたと言える。

E. 理科大学

理科大学は早い段階から教員がそろっていた。明治26年の時点で既に欠員のある講座は全16講座中2つしかなく、30年になるともう担任のいない講座はない。唯一数学第一講座が複数担任であるだけである。実に順調に教員補充が進んでいたことがわかる。その後増設された8講座も7講座が留学生の帰国後にすぐ開講された。効率よく留学生派遣が大学整備に機能していたと言えよう。

F. 農科大学

農科大学では26年から39年までの間に留学生が8人派遣されている。26年講座制発足当初19講座のうち担当不在講座は8、また以後39年までに7講座増設されている。つまりこの13年間で15講座の担任が不在だったが、帰国後の留学生が即担当しているのは7講座に過ぎない。

以上各分科大学ごとに、講座の状況と留学生による整備の様子を検討してみた。東京帝国大学全学で充足率を算出してみると64.8%となる。つまり文部省留学生による東大の教員養成は、明治30年代に入り必要数の約6割5分しか満たしていなかつたのである。

5. 終わりに

明治30年代は文部省留学生の人選について批判の声が高まつた時期であつた。特に留学生たちの海外での素行の悪さ厳しく取り締まり、また選抜も直轄学校に委ねて文部大臣が認可するだけの方法でなく、留学に適当な人物を厳選すべきである。さもなくば、留学生の派遣は国

費の無駄遣いである。これが主たる批判の内容であった。

文部省も34年に「文部省外国留学生規程細則」を制定して在外留学生たちの取り締まりを強化し、また直轄学校出身者及び教官だけに限られてきた留学生を公募という形で一般にも門を開くなど、批判にある程度は応えたと言える。しかし直轄学校、特に今回は東京帝国大学からの選抜に関して考察してみたが、以前にも増して選抜は大学側からの推薦者を機械的に選抜するという方法が定着し、批判に応えてはいない。

また明治30年代は高等教育機関の拡充期でもあり留学生の増員が進んだ時期でもある。東大も講座制導入後体制の整備に力を注いだ時期であり、不足する講座担当者を補充するため留学生推薦者も増えた。明治10、20年代は東大の整備のために留学生派遣が優遇されていた。そしてこの頃留学生の選抜は、文部省が主導で行っていた。すなわち、文部省が留学生を指定するか、あるいは専門分野を指定するか、あるいは人数枠を提示して大学側に選ばせるかのいずれかだった。しかし32年を境に、留学生選抜は文部省の「内儀」から大学からの「上申」という形に変わった。世論で選抜に対する議論が噴出した頃に、文部省は東大に関しては留学生選抜に対する強い関与をやめたのである。それにより、留学生は大学の研究状況により対応する形（具体的には講座制の整備）で選ばれるようになったが、一方で高等教育機関の拡充が始まり文部省の重点は新設校の整備に移ったため、東京帝国大学で不足状態だった講座担当者は留学生派遣では容易には穴埋めできなかった。30年代に入り東大からの候補者はたまる一方で、これが順番待ちの状況を生み出した。明治30年代は東大と文部省との関係に変化が見られる時期である。東大の教員整備としては、明治30年代を通して講座の増設に対応しきれていない部分があり、その点から、留学制度が十分に教員養成的役割を果たし得なかったと言える。

今後は、東大以外の史料を用いて、より多角的に分析を試みる必要がある。

(指導教官 土方苑子)

註

- 1) 高等教育拡張に関する研究としては伊藤彰浩『戦間期日本の高等教育』(玉川大学出版部, 1999), 田中征男『大学拡張運動の歴史的研究』(野間教育研究所, 1978) などがある。
- 2) 伊藤前掲書, 23頁
- 3) 伊藤前掲書巻末の付表による。
- 4) 公文類聚第二十編, 明治二十九年三月九日
- 5) 公文類聚第二十一編, 明治三十年三月十五日
- 6) 公文類聚第二十五編, 明治三十四年三月十二日
- 7) 『京都大学七十年史』18頁, 1967。東北大, 九大が明治30年から43年にかけて相次いで創設された時にも, 教員整備のために候補者を留学させて, 帰国後新設帝大の教授に任用するという事は両大学の年史に言われている。
- 8) 文部省『教育ノ効果ニ関スル取調(未定稿)』29頁, 1904
- 9) 石附実『近代日本の海外留学史』中公文庫, 310頁, 1992
- 10) 石附前掲書310頁
- 11) 渡邊実『近代日本海外留学生史』講談社, 上1977, 下1978
- 12) 天野郁夫「大学教授集団の形成—エリートからプロフェッションへ」『教育と近代化』玉川大学出版局, 1997
- 13) 読売新聞「文部留学生の醜陋」明治35年4月8日, 9日, 10日
- 14) 読売新聞同上, 明治35年4月8日
- 15) 読売新聞同上, 明治35年4月9日
- 16) 『教育時論』第548号, 明治33年7月5日発行
- 17) 教育時論第576号, 明治34年4月15日発行, 時事彙報
- 18) 明治22(1889)年度に初めて音楽の留学生が選ばれて以来(幸田延子), 明治期だけで18人の芸術系留学生が選ばれている。
- 19) 例えば戸水寛人は「詰まる所多数の留学生を, 或は官立諸学校からも採り, 私立諸学校からも採つて, 盛に海外に派遣することは, 方今急務中の急務である。」と述べている(「大学問題」『教育時論』第602号, 明治35年1月5日発行)。私立学校からも留学生を派遣するようとの意見は『日本主義』第28号(明治32年8月30日発行)にも既に登場している。
- 20) 公文類聚第二十三編, 明治三十二年四月二十八日
- 21) 公文類聚第二十五編, 明治三十四年三月十二日
- 22) 初めての文部省留学生公募は, 英語科研究者一名の募集であったが, 雑誌においてはおおむね歓迎された。『教育時論』は「文部省が独り直轄学校のみならず, 特殊の利益を与ふるが如き, 不公平なる処置を為さざるを明かにし」たと述べている(第653号, 明治36年6月5日)。しかし実際選ばれた永野武一郎という人物は結局帰国後広島高等師範学校教授となっており, 広く一般から集めた優秀な人材を直轄学校のために用いることになってしまった。
- 23) 18年度も東大以外の3人中2人は帰国後東大教員となっているし, 19年度も4人中3人は東大に赴任している。文部省留学生制度は, 東京大学の整備を目的と中心とした制度だったのである。
- 24) 「本年度於テ外国留学生三名派遣セラルヘキ内儀ニ関シ人選方其他ノ件」明治30年6月21日, 『留学生関係書類』東京大学史史料室蔵
- 25) 「工科大学助教授小川梅三郎医科大学助教授森島庫太大学院学生藤波温三名ニ海外留学命セラルヘキ内儀ノ件」明治29年5月27日, 『留学生関係書類』東京大学史史料室蔵

- 26) 明治16年3月3日、『文部相派遣海外留学生関係書類』東京大学史史料室蔵
- 27) 山川と津田は本来北海道開拓使の派遣だったが、明治15年6月より文部省の管理となり、文部省留学生扱いとなった。この二人はこの時期においては例外であり、基本的には留学生は東京大学の教員候補者が選ばれた。
- 28) 「二十五年度於テ海外へ派遣セラルヘキ留学生三名選択ノ件」明治25年2月10日、『留学生関係書類』東京大学史史料室蔵
- 29) 原十太はその後学習院教授となり、明治40年に再び東大より推薦され派遣されている。
- 30) 明治32年3月27日、『留学生関係書類』東京大学史史料室蔵
- 31) 「専門学務長ヨリ後藤元之助外四人将来教員ニ採用スヘキノ見込ヲ以テ海外留学ヲ命スル義ニ付照会」明治33年6月8日、『留学生関係書類』東京大学史史料室蔵
- 32) 「専門学務長ヨリ留学生候補者中野村淳治ノ英国ヲ省キ稲田龍吉他三名他学校教員候補者トシ留学センメ度ノ照会」明治35年8月7日、『留学生関係書類』東京大学史史料室蔵
- 33) 岩田弘三「帝大教員集団における助教授職の位置づけ」(『大学論集』25, 1996)にも「留学するのは(卒業後)一〇年以上経ってからであった。(中略)東畑君が留学するのも大学の正式の留学順番を待っていると遅くなるから、別のルートをとったはずです」と紹介されている。
- 34) 上述の東畑精一は大正中期の農学部からだが、明治後期法科大学から上杉慎吉や松岡均平も私費で留学した。
- 35) 『教育時論』第567号, 明治34年1月15日発行, 時事彙報
- 36) なお明治37年以降は、日露戦争の関係もあって留学生派遣が一時低調になり、東大からの推薦も全学よりも個別なものに変わっている。文部省が東大からの留学生選抜に関与しなくなることに限っては、大学自治の関係で更に検討すべき問題であろうが、今回は紙面の都合上十分に吟味できなかった。
- 37) 「次年度ニ於テ海外派遣ヲ要スル留学生ノ学科等上申」明治33年2月12日、『留学生関係書類』東京大学史史料室蔵
- 38) 「同件ニ関スル理由書上申」明治33年2月15日、『留学生関係書類』東京大学史史料室蔵
- 39) 「欧米諸国留学生非職工科大学助教授中山秀三郎ニ帰朝被命ノ件」明治31年3月5日、『留学生関係書類』東京大学史史料室蔵
- 40) 「津野慶太郎外十四人留学命セラレ度旨上申」明治34年5月3日、『留学生関係』東京大学史史料室蔵